

## 向島税務署の徴収担当窓口の移転について

令和3年7月12日（月）以降、向島税務署に徴収担当職員が配置されなくなったため、向島税務署の徴収担当事務は本所税務署内の徴収担当職員が次のとおり取り扱うこととなりました。

このため、本所税務署内の徴収担当職員が事前予約を受け付けた上で、向島税務署にて納税に関する相談をお受けしています。

- 本所税務署で対応する向島税務署の徴収担当事務
  - ・納税に関するご相談
  - ・納税（換価）の猶予の申請に関する受付、審査、許可等
  - ・滞納となっている税金に関する催告、財産調査、差押え等

- 徴収担当職員の配置

向島税務署には、徴収担当職員が常駐しませんので、納税に関するお尋ねなど、本所税務署から電話又は文書にて連絡する場合がありますので、御承知おきください。

- 納税に関する面接相談への対応

納税に関する面接相談は、本所税務署内の徴収担当職員が対応することになりますので、向島税務署において面接による納付相談を希望される場合には、下記まで御連絡の上、事前予約をお願いいたします。

なお、事前予約なく、納付相談のために向島税務署に来署された場合は、署内に設置する納付相談専用電話による、本所税務署内の徴収担当職員との納付相談となりますので、あらかじめ御承知おきください。

### 【納付相談の連絡先】

向島税務署

電話番号 03-3614-5231（代表）

※ 上記代表電話に御連絡いただければ、本所税務署内の徴収担当職員におつなぎいたします。